

事 務 連 絡
令和 8 年 8 月 27 日

各 地方厚生局健康福祉部
都道府県・指定都市精神保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

疑義解釈資料の送付について（その 2）

「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件」（令和 8 年厚生労働省告示第 146 号）等については、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第 83 条第 2 項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の施行に伴う実施上の留意事項について」（令和 8 年 3 月 31 日付け障精発 0331 第 3 号）等により、令和 8 年 6 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

【医療観察法病棟入院料】

問1 医療観察法病棟入院料について、医科診療報酬のような入院基本料における看護師の夜勤時間の72時間上限に対する減算の適用はあるか。

(答) 適用はない。

【入院対象者入院医学管理料】

問2 算定告示の第1章第1節の2の注9、算定通知の第1部第1節2(3)のとおり、入院対象者入院医学管理料には診療に係る費用(算定告示同注9イからハまでのいずれかに該当するものを除く)が含まれている。入院対象者入院医学管理料を算定しない場合においては、診療に係る費用を特定治療料として算定することは可能か。

(答) 診療に係る費用は、医療観察法病棟入院料及び入院対象者入院医学管理料において包括的に評価していることから、入院対象者入院医学管理料を算定しない場合にあっても特定治療料として算定することは不可。

【入院対象者入院医学管理料】

問3 算定告示の第1章第1節の2の注4、法第49条第1項に基づく退院の許可の申立てを行った場合の加算については、社会復帰期入院対象者入院医学管理料を日数に応じて減算を行った上であっても、当該加算を併せて算定することは可能か。また、社会復帰期入院対象者入院医学管理料の算定を開始した日から起算して2年を超える期間にあつて当該管理料を算定しない場合、当該加算は同様に算定できるか。

(答) 社会復帰期入院対象者入院医学管理料を減算又は算定しない場合にあつても、算定告示の第1章第1節の2の注4、法第49条第1項に基づく退院の許可の申立てを行った場合の加算は可能。

【外泊加算】

問4 入院対象者が医療観察法病棟を退院後に指定入院医療機関の医療観察法病棟以外の病棟に精神保健福祉法に基づく入院をすることなどを想定し、当該病棟に入院することをもって、外泊加算は算定可能か。

(答) 入院対象者の社会復帰を促進する観点から外泊加算の評価を行っているものであり、指定入院医療機関の医療観察法病棟以外の病棟に入院する場合に外泊加算を算定することはできない。